

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年9月24日(2021.9.24)

【公開番号】特開2019-92525(P2019-92525A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2019-47575(P2019-47575)

【国際特許分類】

A 0 1 K 61/10 (2017.01)

A 2 3 K 10/22 (2016.01)

A 2 3 K 20/147 (2016.01)

A 2 3 K 20/158 (2016.01)

A 2 3 K 20/163 (2016.01)

A 2 3 K 40/30 (2016.01)

A 2 3 K 50/80 (2016.01)

A 2 3 L 17/00 (2016.01)

【F I】

A 0 1 K 61/10

A 2 3 K 10/22

A 2 3 K 20/147

A 2 3 K 20/158

A 2 3 K 20/163

A 2 3 K 40/30 Z

A 2 3 K 50/80

A 2 3 L 17/00 Z

A 2 3 L 17/00 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月13日(2021.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セレン含有量が100gあたり55 μ g以下であり、かつ、以下の条件(1)~(4)のうち少なくとも1つを満たす筋肉を有する、マグロ類養殖魚。

(1) グルタミン酸含有量が100gあたり7mg以上

(2) グリシン含有量が100gあたり7mg以上

(3) アラニン含有量が100gあたり17mg以上

(4) パリン含有量が100gあたり5mg以上

【請求項2】

配合飼料を含む餌料で飼育管理されることにより得られた、請求項1記載のマグロ類養殖魚。

【請求項3】

総魚体重が20kg以上である請求項1又は請求項2記載のマグロ類養殖魚。

【請求項4】

尾叉長が90cm以上である請求項1~請求項3のいずれか1項記載のマグロ類養殖魚

。

【請求項 5】

肥満度が 20 以上である請求項 1 ~ 請求項 4 のいずれか 1 項記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 6】

マグロ属、ソウダガツオ属、ハガツオ属、スマ属、又はカツオ属のマグロ類である請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれか 1 項記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 7】

前記マグロ類はビンナガ、クロマグロ、ミナミマグロ、タイセイヨウマグロ、タイセイヨウクロマグロ、キハダ、メバチ、コシナガ、ハガツオ又はスマである請求項 6 記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 8】

北半球を生息域とする魚類を主食とするマグロ類である請求項 6 又は請求項 7 項記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 9】

ビンナガ、クロマグロ、タイセイヨウマグロ、タイセイヨウクロマグロ、キハダ、メバチ、コシナガ、ハガツオ又はスマである請求項 8 記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 10】

鰓、内臓、尾部及び頭部からなる群より選択される部位の少なくとも 1 つが除去されている請求項 1 ~ 請求項 9 のいずれか 1 項記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 11】

鰓及び内臓が除去された形態である請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれか 1 項記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 12】

全重量が 17 kg 以上である請求項 11 記載のマグロ類養殖魚。

【請求項 13】

セレン含有量が 100 g あたり 55 μ g 以下であり、かつ、以下の条件 (1) ~ (4) のうち少なくとも 1 つを満たす筋肉を有するマグロ類養殖魚の可食部。

(1) グルタミン酸含有量が 100 g あたり 7 mg 以上

(2) グリシン含有量が 100 g あたり 7 mg 以上

(3) アラニン含有量が 100 g あたり 17 mg 以上

(4) バリン含有量が 100 g あたり 5 mg 以上

【請求項 14】

魚肉又は内臓の少なくとも一部である請求項 13 記載のマグロ類養殖魚の可食部。

【請求項 15】

赤身又は脂身である請求項 13 記載のマグロ類養殖魚の可食部。

【請求項 16】

セレン含有量が 100 g あたり 55 μ g 以下であり、かつ、以下の条件 (1) ~ (4) のうち少なくとも 1 つを満たす筋肉である請求項 14 記載のマグロ類養殖魚の可食部。

(1) グルタミン酸含有量が 100 g あたり 7 mg 以上

(2) グリシン含有量が 100 g あたり 7 mg 以上

(3) アラニン含有量が 100 g あたり 17 mg 以上

(4) バリン含有量が 100 g あたり 5 mg 以上

【請求項 17】

請求項 13 ~ 請求項 16 のいずれか 1 項記載のマグロ類養殖魚の可食部と、前記可食部を収容する容器と、を含む、マグロ類養殖魚の加工食品。

【請求項 18】

30 重量% 以上をイワシ魚粉で構成された魚粉、及び油脂を含む内包と、前記内包を包み、且つ、タンパク質及び多糖類からなる群より選択される少なくとも 1 つの物質で構成される外皮と、

を含む配合飼料を、少なくとも30日間継続して給餌することを含む、請求項1～請求項12のいずれか1項記載のマグロ類養殖魚の飼育方法。

【請求項19】

請求項18記載のマグロ類養殖魚の飼育方法で得られたマグロ類養殖魚を用意すること

、
用意されたマグロ類養殖魚から、可食部を採取すること、
前記可食部を容器に収容すること、
を含む、マグロ類養殖魚の加工食品の製造方法。